

## 農林水産省木材利用推進計画のポイント

### 1 趣旨

地球温暖化の防止や資源循環社会の形成等に資する観点から、農林水産省を挙げて木材利用の推進に取り組むとともに、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者までに浸透させる。

### 2 公共土木工事

- ① 柵工（安全柵、手すり等）とともに、残存型枠（残置式のコンクリート型枠）、標識工（場所等の案内板）、視線誘導標等について、「木製割合100%」を目標とする。
- ② 木製割合を100%にできない土留工、筋工、伏工、防風柵等については、林野庁事業とともに、農村振興局、生産局及び水産庁の事業について「基準年に対する木材利用量の増加（1.5倍）」を目標とする。
- ③ 設計図書に木造・木質化で建設することを明記する。

### 3 補助事業対象施設、庁舎の営繕等

- ① 年度ごとに整備された補助事業対象施設、庁舎について、木造化とともに内装の木質化に取り組むこととし、数値目標（内装の木質化率100%）を設定する。
- ② 補助事業に係る要綱・要領、営繕等に係る仕様書に木造・木質化で建設することを明記する。

### 4 木製品の導入

- ① カートカン、事務機とともにコピー用紙について、数値目標（間伐材等を使用したもの100%）を設定する。
- ② 書棚、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについても、数値目標（間伐材等を使用したもの100%）を設定する。

### 5 公表

計画の実施状況について公表する際、併せて目標を達成できなかった施設等について、その理由も公表。

### 6 民間企業等への普及推進

木材利用推進について、関係省庁や地方公共団体、民間企業等へ積極的な働きかけを行う。